

彦根市まちづくり基本条例検討委員会  
報告書

平成21年3月

彦根市まちづくり基本条例検討委員会

## 目 次

1	はじめに	3
2	まちづくり基本条例とは？ ～先行事例からみた特徴～	4
3	検討委員会の結論～彦根のまちに基本条例は必要?!～	7
(1)	基本条例は必要！	7
(2)	なぜ必要なのか	8
	分権時代の到来に応える社会的な要請	8
	市民と彦根市との関係における課題	9
	だから必要である	12
(3)	市民はどのように感じているのか	14
4	基本条例の基本方針	16
(1)	条例作成にあたっての遵守事項	16
(2)	基本の柱	16
(3)	基本的な事項	17
	市民と市との関係について	17
	彦根市はどのような政府であるべきか	
	～「彦根市」の基本的事項～	18
	総合（発展）計画との関係について	19
(4)	今後さらに議論を深めるべき検討項目	20
	基本条例の名称	20
	地域の自治の主体	21
	あいまいな用語の定義	21
	議会の役割	22
5	策定過程へのリクエスト ～このように進めてほしい～	23
(1)	策定の基本的な枠組み	23
(2)	策定過程における市民参加と情報共有	23
(3)	議会との連携	24
(4)	職員参加	24
(5)	関連条例の整備	24
(6)	制定後	24

6 彦根市まちづくり基本条例検討委員会の検討過程	
～どのように検討してきたか～	……………25
(1) 検討委員会と勉強会	……………25
(2) プレフォーラム(2008.12.2)	……………26
(3) まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い (2009.2.7)	……………27
7 おわりに	……………33
添付資料	……………34
・彦根市まちづくり基本条例検討委員会報告書(フロー図)	
・まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い開催時の資料 「彦根市まちづくり基本条例検討委員会からの報告書(案)」	
・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”アンケート結果	
・次期彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査結果(抜粋)	
・彦根市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱	
・彦根市まちづくり基本条例検討委員会検討経過	
・委員名簿	

## 1 はじめに

---

私たち「彦根市まちづくり基本条例検討委員会」は、昨年6月から約9箇月間にわたり、彦根市にとって「まちづくりの基本ルールを定める条例は必要なのか」、「制定する場合どのようなルールが必要なのか」ということについて議論をしてきました。

検討委員会では、7回の会議のほか、自主的な勉強会を9回実施するとともに、多くのみなさんのご意見を伺う機会として2回のフォーラムを開催しました。この報告書は、これらの議論を踏まえてまとめたものです。

私たちは、彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きであるという気持ちを共通の基盤とし、まちづくりを実現していくための方向性やルールを定める条例が必要であると考えています。

地方分権改革がすすみ、自治体が自らの責任でより良い行政運営をしていくこと、自立的な政策活動を行うことが求められるようになり、そのあり方が私たちの生活に大きな影響をもつようになってきました。日本の各自治体にはこれまでの自治の取り組みの過程で作りに上げてきた仕組みが数多くあり、彦根市においても独自の仕組みがありますが、主権者である市民に分かりやすく整理されているかという点については疑問に感じることもあります。

私たちが必要と考える基本ルールは、「市民参加」と「情報共有」を基本の柱としています。一つにはその柱を基礎に今ある仕組みを改めて精査し、不足するものを補い、水準を高め、体系化していくためのものです。もう一つは、その柱を基礎としてこれからの市政を行っていくためのものです。決してゼロからのスタートではありません。

この報告書に込めた私たちの思いを、今後、条例の制定に向けての委員会へ引き継いでいただきたいと思えます。

最後になりましたが、検討委員会のコーディネーターとして、検討委員会や勉強会において献身的に私たちを導いていただきました龍谷大学准教授 土山希美枝先生と、熱心に議論していただいた委員の皆様へ感謝の意を表します。



平成21年3月

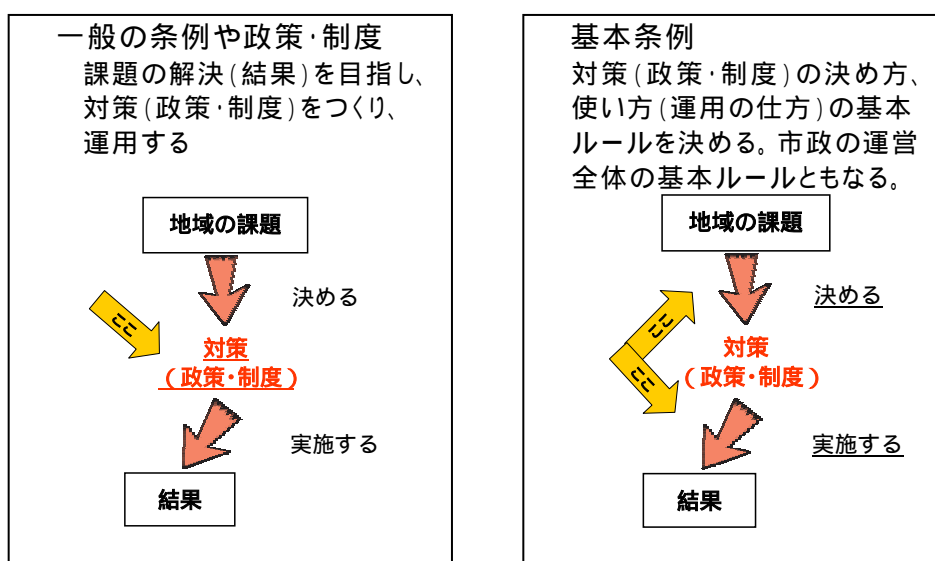
彦根市まちづくり基本条例検討委員会  
委員長 森 将豪

## 2 まちづくり基本条例とは？ ～ 先行事例からみた特徴～

まちづくり基本条例は、地域や自治体の運営に関する基本ルールを地域自身が定めるもので、「自治体の憲法」とも言われます。条例の名称は自治体によって様々で、「まちづくり基本条例」、「自治基本条例」などと言われますが、ここではまちづくり基本条例、自治基本条例などの条例をあわせて“基本条例”と呼びます。

一般の条例と基本条例は、どのように違うのか、簡単に見てみましょう。

一般の条例や政策・制度は、課題の解決を目指してつくられる対策です。下左図の矢印  が示しているように「対策（政策・制度）」そのものを決めています。これに対して基本条例は、下右図の矢印  が示しているように、「対策（政策・制度）」そのものではなく、その決め方や使い方を定めるものと言えます。



たとえば、基本条例で「条例の策定には市民参加を必要とする」と記述すれば、「決める」段階では、何らかの形で（審議会への参加や、パブリックコメントなど）市民参加が行われることとなります。必要があればその参加の内容について「市民参加推進条例」などの条例が整備されることになるでしょう。

基本条例を国でいう憲法にたとえることもあります。日本の法律のなかで、憲法にある「国民主権」に違反しているものがあつたとしたら、それは無効になるでしょう。また、憲法が決めたやり方（衆議院、参議院での

議決)を踏まない法律もありえません。基本条例も、市政が守るべきルールを定めたものになります。

検討委員会で検討した先行事例から、基本条例の特徴をみると、次の3つに分けられます。実際には、どの基本条例もこれらのうちの複数または全部の要素を持っていることが多いのですが、どれにどのように重点が置かれているかは、基本条例設置の目的によって、異なっています。

#### 1) 地域の自治のありかたの理念を規定したもの

先行する多くの基本条例が、自治の理念と市民の参加、市民と自治体との協働(連携・協力)を掲げています。

ただし、自治のあり方の理念を示すことは基本条例にとって重要ですが、理念の表記のみでとどまっては、実際にその自治体の自治のあり方を形づくる具体性や実効性をもたないことになります。

また、自治体の活動が地域の自治のすべてではなく、自治体に関わらない市民の自由な領域もあることを認識することが必要になります。

#### 2) 自治体の政府としてのありかたを規定したもの

市民の政府である自治体が、その責任を果たすための実際の制度やルールを示したものです。さらに、あらゆる条例や制度の基本として尊重されるために「最高規範」として位置づけられていることも多いです。理論的には、基本条例に違反した政策や制度はその有効性が問われることになります。

他市においてすでに制定されている基本条例では、1)の理念を踏まえ、自治体の情報公開、市民参加の促進等に係わる内容を記載しています。また、総合計画による計画的な行財政運営、住民投票の制度化に言及している自治体もあります。

情報公開や市民参加を規定しているものとしては、基本条例を日本で初めて制定した北海道ニセコ町が有名です。また、総合計画を規定しているものとしては、岐阜県多治見市において、財政危機から回復するために総合計画を核とした行財政改革を実施し、その成果を記した例があります。どちらの自治体も、町政、市政の改革を踏まえ、その内容を規定していることが共通しています。

ただし、改革があってから基本条例を制定するのではなく、改革の途上あるいは出発点にあっても、他の自治体の経験や自治体独自の課題を基礎にした、指針としての基本条例もあり得ますし、そのような形態をとって

いる自治体も多くあります。

自治、あるいはまちづくりのあり方を踏まえて、自治体はどのような組織であることを目指すのか、また、それをどのような手法で実現するのかという具体的な改革がなければ、理想が理想のままでとどまってしまいます。その核心が描かれれば、2)は実効性のあるものとなります。

### 3)自治体と市民との関係を規定したもの

2)のように、自治体の市民に対する責務を記すもののほかに、自治体と市民との関係を規定したものも多くあります。その一部には、近年、市民が地域において政策を提言したり、自治体が提供してきたサービスを自ら提供する例が増えていることを重要視して、市民と政府の関係を対等とするものもあります。

市民は、さまざまな市民活動により、自らまちづくりや地域の課題にとりくむ主体です。そうした関係においては自治体と対等な関係とも言えます。一方で、市民は、自治体に市民が求める政策の実施を委託している主権者であるという関係でもあります。市民と自治体の多様な関係を整理し、どのようにしてよりよい関係を築いていくのかは重要な課題であり、市民と自治体との関係についての政策や議論の整理が必要となります。

まちづくりは、市民の自治を起点とします。市民の自由な活動の領域は、市政が踏みこむ必要も、踏みこむべきでもない領域を持ちます。一方で、市政ももちろんまちづくりの重要な主体であり、そのあり方は、市民とまちのあり方に重要な影響を与えます。地方分権が進むなかで、彦根市民に対して、彦根市政がどのようなルールを持つのか、それを示すものが基本条例だと考えました。

### 3 検討委員会の結論～彦根のまちに基本条例は必要?!～

---

彦根市まちづくり基本条例検討委員会の目的は、基本条例の必要性についての検討を行い、そのうえで「制定するとしたらどのようなルールを定めるのだろうか」ということについて議論し、その結果を報告することです。

多くの自治体では、基本条例をつくることを前提として設置された市民会議などにおいて、具体的な条例案の内容の検討を行っていくことが多いのですが、本市においては、「必要か必要でないか、そのことから議論すること」を求められました。このことは、市の政策形成過程のスタート地点である意思決定段階からの市民参加により進めることになったといえます。大きな意義あることであり、この検討委員会の大きな特徴であると捉え、原点から熱心な議論を重ねてきました。

#### (1) 基本条例は必要！

議論の結果、検討委員会では、

**「基本条例が必要である」**

という結論に至りました。

基本条例は、自治の理念を示すとともに、彦根市民の政府である彦根市が、その責任を果たすための実際の制度やルールを示し、主権者である市民との関係を規定するものであると考えます。さらに、この基本条例を、あらゆる条例や制度の基本となる「最高規範」と位置づけることが必要です。制度の原則をしっかりと整えるために、大事なことをもれなく盛り込んで、それらをより具体的に考え、個々の制度間の関係や関連条例の制定についても想定して整備することが必要です。このように基本条例という基盤に制度や関連条例を根付かせることで実効性が高まり、「活ける基本条例」となります。

私たちが目指すまちの姿は、「彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きである」と市民が思えるまちです。基本条例は、市民が持つ問題や課題への対応が、このようなまちに近づく一歩となるよう、指針を示すものです。市民主権の彦根のまちをつくる、市民、市長、議員、市役所の職員のあり方、市政の運営の仕方、政策活動の進め方を基本ルールとして定めることが必要です。以下、その理由を述べていきます。



## (2) なぜ必要なのか

このような結論にいたった理由を、説明していきます。

まず、背景にあるものとして、分権時代の到来に応える社会的な要請という側面があります。さらに、彦根市における市民と市との関係における課題に対応していくという側面があります。

### 分権時代の到来に応える社会的な要請

基本条例の必要性が議論される背景としては、分権時代の到来があげられます。自治体運営には自立・自律にもとづいた決定や責任を果たすことが求められています。2000年の分権改革により国と自治体の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変化しました。国や県から市への権限や財源の移譲が行われ、自治体が自らの責任により自治体を運営し、自立的な政策活動を行うこととなりました。彦根市においてもその責任を全うすることが求められますが、そのためにも、決定や判断の基準づくりが求められています。

また、自治体の財政状況が厳しさを増しています。しかし逆に市民ニーズは多種多様化し増大しています。相反する2つの課題をどのように調整していくのか、限られた資源をどのように効果的に活用するのかということが重要な課題となっています。このような困難な判断を迫られる中で、市民の議論や合意形成につながる市民参加、情報共有をすすめるルールづくりが必要となっています。

さらに、できるだけ市民の一番身近なところで政策の決定を行っていくという補完性の原理<sup>注1</sup>に立てば、自治体はまさに市民にもっとも身近な政府です。国には憲法があり、国際機構としての国連には国連憲章があり、それぞれの判断や決定の基本指針となっています。市民にもっとも身近で、したがって、もっとも重要な政府である自治体にも、基本指針としてそれに相当するものが必要だと考えます。

(注1)補完性の原理:市民の自治を起点として、個人やグループのみで解決できないことは市民にもっとも身近な政府である自治体が補完し、そこで難しい広域的問題については県が補完し、さらには国、国際機構が補完する、という考え方です。ヨーロッパ地方自治憲章4条においては「公共の事務の執行は、原則としていわゆる市民の最も身近な行政機関が執行する」と書かれ、今日、地方分権の基本となる考え方のひとつとみなされています。

## 市民と彦根市との関係における課題

彦根のまちに市民は関心を持っているのでしょうか。わたしたちは、市民が「このまちと一緒に住んでいるんだ」と感じるためには、つどい語る場所となる、共通のシンボルや起爆剤のようなものが必要なのではないかと議論しました。

彦根のシンボリックなイメージ「彦根城」があり、年間、多くの方が訪れる場所となっています。しかし、人が集まって語り合う場所とはなっていないのではないのでしょうか。ただ、何かがそこにある、ということではなく、地域に住んでいる人が、住んでいることに対する喜びを共有し、まちの課題について議論することで「人のつながり」や「まちのつながり」を実感できると考えます。つどい、喜びや課題を共有し、語り合う場所のあるまち、そのような環境づくりをどのようにして実現していくのかということなのです。

基本条例の必要性について議論をする中で、このような「人やまちのつながり」を考えながら、彦根市の市民と市との関係における課題のキーワードとなるものをあげてみました。

### ・市民と市との距離感

まちづくりの担い手としては、自治会やNPO・ボランティア団体などの市民活動団体、さらには事業者の存在もあります。また、個人での活動もあれば、子ども達を通じた活動もあり、3つの大学がある彦根市では大学や大学生の存在も欠かせません。しかし、これらの多様な主体と市とは、まちづくりのために連携協力できているのでしょうか。

これは、市が実施する事業に対しての市民の連携協力に限りません。よりよいまちをつくるために、市民から新しい提案をした時に、市がその提案に対してどのように連携協力していくのかということなのです。たとえば、市の担当する窓口が複数にまたがっている場合など、市民の提案を受けとめて実現していくためのハードルが意外に高いのです。

市民からの創意工夫のある、そして地域に必要な提案が受け入れられる仕組みや、やってみようという意欲が生まれるように、「市民と市の距離感」を縮めていくことが必要であると考えます。

こんなアイデアもありました： まちづくり基本条例には個別政策は書かないことを原則と考えています。ですが、議論のなかで「こういう仕組みがあったらいいよね」というアイデアが多数でした。その一部をご紹介します。

市民の事業提案を受ける窓口

市役所コンシェルジェ(市の事業や組織を把握、「こういう相談・提案したい」市民をガイド)

公民館で井戸端市役所

## ・市民と市との間の情報共有

「市民と市の距離感」を生む要因として、十分な情報の共有ができていないことがあると考えます。情報が共有できていないことと市民の関心が薄らいでいくことが、距離感を広げる悪循環となっている面があるのかもしれない。

市からの情報提供の方法としては、「広報ひこね」やホームページなどがありますが、受け手となる市民はそれだけでは十分に情報を共有しているとは感じていないのではないのでしょうか。情報量が多いことも問題となりますが、情報の内容についても、すでに決まった結果についてのお知らせが多いものとなっています。情報提供のあり方として、「これから政策などを決めていこうという段階から、積極的に情報を提供していくこと」が必要であると考えます。

また、市の政策等の意思形成段階からの意見聴取の一つの仕組みとして、市では意見公募手続を実施していますが、この手続についても、気軽に意見が出せるような工夫や積極的な広報が必要ではないかという指摘がありました。

情報共有というとき、それは一方向ではないはずで、市民提案の受け入れだけではなく市民が持つ情報、市が持つ情報を共有する双方向性が必要であると考えます。市と市民がもつ情報の共有という視点からは、すでに制定済みの情報公開条例についても見直す要素がありそうです。

こんなアイデアもありました：

ちよいとパブコメ

(二次元バーコード(QRコード)で、喫茶店や居酒屋、病院のちょっとした待ち時間に応募できる制度)

政策の情報を、必要としているところにとどけて意見をもらう工夫  
(たとえば子育ての分野なら、幼稚園・保育園、NPO などへ)

## ・意見が活かされ、意欲を引き出す市民参加

政策形成の早い段階からの参加、意見が活かされるような参加であれば、市民の関心ややってみようという意欲を引き出すことができるのではないかと考えます。決まったことを承認するだけの市民参加ではなく、「決まる過程そのもので市民の意見が反映できる市民参加」が必要であるということです。そのためには、政策の課題発見、解決策の模索と決定、実行と評価、それぞれの段階で参加の仕組みを検討する必要があります。

また、最近、市民参加に関しては「協働」という言葉がよく使われてい

ますが、どちらかという行政から発する言葉であり、市民に協力して働いてほしいというメッセージのように感じます。まちづくりにとって、市民と市が連携協力することは、お互いにとって効果があるもののはずですが、単に仲良くするというのではないと考えます。市民と市が、時には健全な対立をしながら本気で議論をし、よりよい関係をつくっていく中で「市民と市の距離感」を縮めていくことが大切であると考えます。

#### ・市民が望む自治体の姿～自立・自律する地域政府～

組織としての市役所の問題点として、縦割りであるとか、前例踏襲であることがあげられました。縦割りということが、全体像が見えないということにもつながっています。

「総合計画」についても議論となりました。将来像を定めるものであり、まちづくりの方向性を示しているものですが、総花的な面があり彦根市の特徴というものが読み取りにくいものとなっています。

市は市民の一番身近な政府として、自らの市の全体像を見つめ、点検をしながら効果的な運営を行い、自立的・自律的な政府となってほしいと願います。

こんなアイデアもありました：

「なににいくらつかうか」がきちんとわかる総合計画を  
多様な市民の参加と議論により総合計画をつくっていく、作り方の改革にとりくむべき

だから必要である

最初に彦根市には、自治の理念を示すとともに彦根市民の政府である彦根市が、その責任を果たすための実際の制度やルールを示し、主権者である市民との関係を規定する基本条例が必要であるということを述べました。

それは、このような社会的な背景や、市民と市との関係における課題に対応するものとして、基本条例が有効であるからです。次のことを基本条例に定めることで、上に述べてきた課題の解決に結びつくと考えます。

多様な価値観を持つ社会だからこそ、彦根市の政策の決め方、彦根市の運営の仕方を決める基本ルールが重要です。「多くの人が理解し共有できる基本条例」とすることが必要です。

#### ・市民が市の意思決定に参加していける仕組みをつくること

たとえば、市民参加や情報公開については、法律に定められているのではなく、これまでから、自治体の独自の判断でこれらの制度を行ってきました。

ただし、市民にとって十分な市民参加ではなく十分な情報共有ともなっていないことから、その点において市民と市との距離感となっていたと考えます。

市民参加について、どのような段階からどのような方法で行っていくのかということについては、できるだけ市の意思決定の源に近いところからの参加が求められており、その仕組みをルール化することが必要であると考えます。また、その前提となる情報共有のあり方について、市民が持つ情報、市が持つ情報を共有する双方向性ということも踏まえ、市民の市政への関心や参加意欲を高めるものとするのが重要です。

#### ・市民の役割、行政の役割を明確にすること

市民参加や情報共有のあり方や仕組みを定めるとともに、市民と市の関係において、それぞれの役割を定め、共通理解とすることが必要です。

市民と市との関係は、主権者である市民に信託された地域政府という関係もあれば、まちづくりを担う多様な主体間の関係もあり、様々な側面があります。

市民と市との距離感を縮めていくためにも、それぞれが担うべき役割を基本条例に明示することにより、これを基礎として連携協力できる関係を築いていくことができるものと考えます。

#### ・行政運営のあり方を定めること

分権時代において自治体が置かれている社会的背景とそこから生じる課題は、当然のこととして彦根市にも当てはまるものです。さらに、彦根のまちの課題の中でも、市役所の組織としてのあり方について見直すべきところが指摘されました。

このため、彦根市民にとって最も身近な政府である彦根市の行政運営のあり方を、基本条例に定めることが必要であると考えます。

行政運営の仕組みとしては、現在、日本の各自治体には、時間をかけて広がって実施されている仕組みが数多くあります。たとえば、本市においても、情報公開や総合発展計画、行政評価と、意見公募手続などの仕組みがあります。しかし、それぞれの仕組みがどのように関係を持ちながら機能しているのかを明示したものではありません。

これらを精査し、不足するものを補い、より効果的で、高い水準のものとして集約し、彦根市にとって必要な行政運営のあり方を定めていくことが必要であると考えます。

(3) 市民はどのように感じているのか

検討委員会の結論としては「基本条例は必要である」となりましたが、多くの市民はどのように考えているのでしょうか。基本条例に対する意識を把握するものとして、次の調査結果を掲載します。

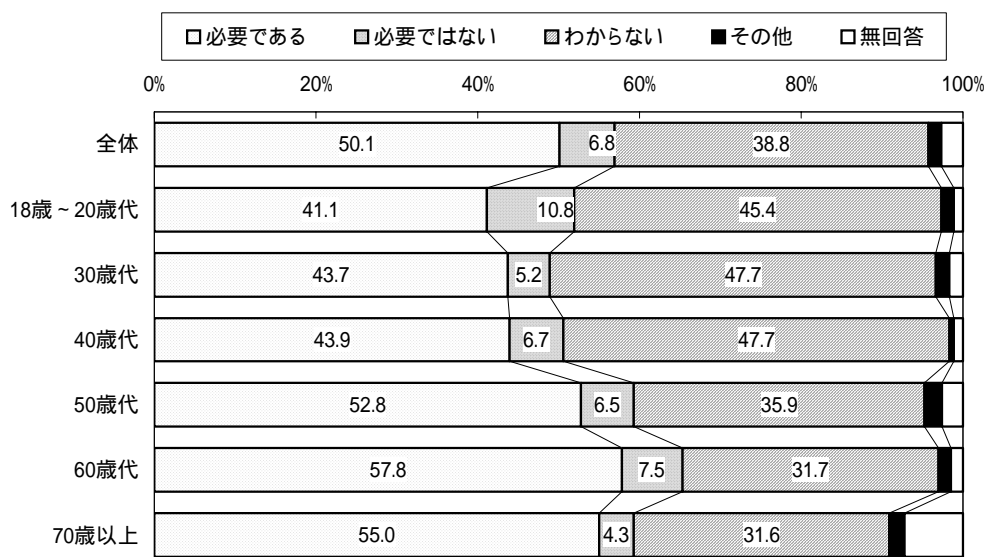
・次期彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査結果

この調査は、平成12年度に策定した「彦根市総合発展計画」の見直しを行い、平成32年度を目標年とする次期彦根市総合発展計画の策定に向けて、市民のまちづくりについての評価や意識を把握し、基礎資料とするため調査です。昨年9月から10月にかけて市内に居住する満18歳以上の市民から2,500人を無作為抽出して郵送により実施し、50.4%の回答を得ました。このアンケート項目の一つとして、基本条例の必要性を問いました。

結果としては、「必要である」が50.1%で最も高くなっていますが、「わからない」という回答も38.8%みられます。「必要ではない」については6.8%にとどまっています。

年齢別では、おおむね年齢が高いほど「必要である」への回答が高く、若い世代では「わからない」への回答が高くなっています。

<全体・年齢別>



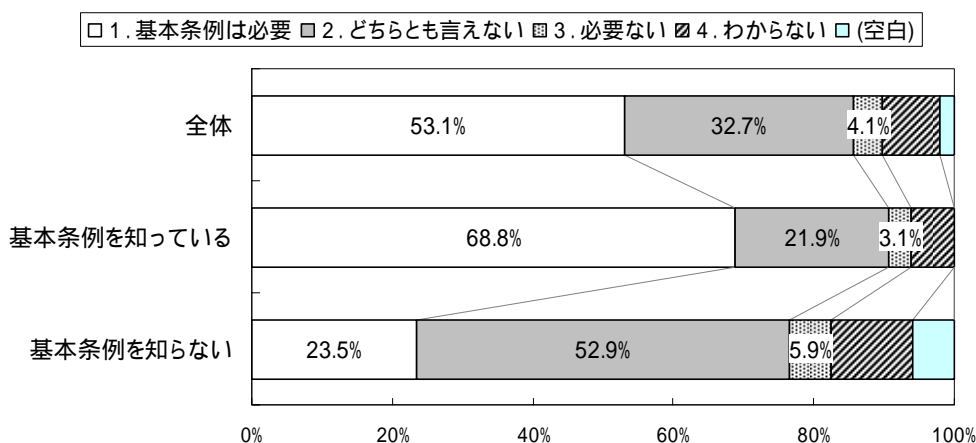
## ・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”アンケート結果

本年2月7日に開催した“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”の参加者200人に対してアンケートを実施したところ、24.5%の回答を得ました。

基本条例の必要性については、「必要だと思う」が53.1%と半数を超え、「どちらとも言えない」が32.7%、「必要ないと思う」は4.1%にとどまりました。

また、基本条例を「知っている」と答えた人が「必要だと思う」と答えている割合が高くなりました。

基本条例の認知度と必要性



2つの調査結果は、どちらも基本条例を必要とする回答が多く、検討委員会の結論である「基本条例は必要である」ということを、後押しする結果となりました。

ただし、「わからない」や「どちらともいえない」という回答も多くあります。検討委員会でも、最初は「必要か必要でないか、そもそも基本条例とは何か」というところから議論を始め、議論を重ねた結果、必要であるという結論に達しました。検討委員会の検討のプロセスは、いまは「わからない」「どちらともいえない」と感じている市民のかたにも、きっと参考になると考えます。検討委員会の経験を市民に伝え、よりひろい市民の議論の機会をひろげていくことで、基本条例について多くの人に理解を深めていただくとりくみが必要であると感じました。



## 4 基本条例の基本方針

---

基本条例は、実効性があり、その時々 of 市民の問題意識や課題に対応できるものでなくてはなりません。そのため、ルールをより具体的に定めて明示することが必要です。

検討委員会として考えた基本条例の基本方針は次のとおりです。

### (1) 条例作成にあたっての遵守事項

基本条例の策定にあたっては、次の事項を遵守することが必要と考えます。

自治の理念だけの条例ではなく、地域政府としての彦根市のあり方や市民との関係まで規定したものとし、彦根市の最高規範とする。

基本条例で定める事項について、市民が共有できるものとするため、市民にわかりやすい内容にする。

彦根市の他の条例や法令などは、基本条例を基本とする解釈・運用を行い、条例の体系化を行う。

基本条例の実効性を高めるために、推進委員会の設置や見直し規定など、条例が活かされる仕組みを規定する。

### (2) 基本の柱

基本条例に盛り込むべき基本的な事項は、次のとおりです。中でも、「市民参加」と「情報共有」を基本の柱と捉えました。

#### **市民参加**

主権者としての市民が、政府をよりよく制御（コントロール）する手段として、市民参加を基本とした行政運営を行うことを明記します。そして、その市民参加のあり方としては、市民の関心や意欲を引き出し市民の知恵を活かしていくため、できるだけ政策形成の起点に近いところから参加の仕組みを整えることが必要です。

さらに、基本条例をうけた個別条例として、「市民参加条例」や「パブリ

ック・コメント（意見公募）手続条例」のほか、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるためのツールとして「住民投票」の検討が必要です。検討委員会では、選挙に合わせて実施する提案型住民投票等についても議論がありました。

#### 情報共有

市民参加の前提として、行政運営の透明化を図り、情報共有することが必要であることを明記します。市の保有する多くの情報は市民全体の共有の財産であることを認識することが必要です。

たとえば、情報公開についても、公開請求に応じるだけでなく、積極的に市民にわかりやすい情報提供をしていくことが必要です。すでに情報公開条例は制定済みですが、そうした、市民参加を支える制度として、より使いやすく、市民に手の届く情報公開となるよう、基本条例の趣旨にそった精査を求めます。

さらに、情報を共有するということでは、市からの情報提供だけでなく、市民の情報も受け取るという双方向性が必要であり、その仕組みを構築していくことが必要です。

### (3) 基本的な事項～基本条例に書き込む内容～

#### 市民と市との関係について

市は、市民生活と地域社会に最も身近な「彦根市という地域の政府」であり、市民の信託に基づいて成立しているものと言えます。

また、市民には、社会のメンバー、政策・制度のユーザー、政府のオーナー（主権者）という3つの側面があり、政策・制度のユーザー、政府のオーナーとしての立場で、より早い段階から実質的な市民参加をすることが重要になります。

基本条例では、これらの市政の基本ルールや市民と市の役割を定めることとします。

そして、より早い段階から実質的な市民参加を進めていくために、市民の自由な発想や議論が活かされ、市民と市との距離を近づけていく仕組みが必要です。さらに、市民が、課題の提起や提案も含めて課題設定の段階から策定過程に係わることができるように、“情報の公開”と“参加の仕組み”を整えることが必要となります。

なお、市民の定義は、広く「市とかかわりのある人」とします。

住所のある個人、団体、法人のほか、通勤・通学者、来訪者、ご縁のあ

る人すべてとします。ただし、個々の政策では対象となる市民が異なるため、それぞれの条例で対象となる市民の範囲を明記することが必要です。

#### 先行事例からみた検討項目

先駆自治体では、次のような手法で市と市民の関係のありかたを制度化しているところがあります。基本条例には個別政策は原則として載りませんが、基本条例の趣旨をいかした制度の検討を期待します。

市民提案制度  
市民活動支援体制

#### 彦根市はどのような政府であるべきか ~ 「彦根市」の基本的事項 ~

市民と市との距離を近づけるために、市政の市民への透明性や公開性を高め、政策形成過程からの市民参加を図り、一緒に議論していくような地域政府であってほしいと考えます。

また、分権時代に対応する地域政府として、自立性・自律性のある市政を実現するために、市のあり方や市長・職員の責務等について定め、効率的で市民に分かりやすい行政機構とすることが必要です。

そして、市政すべてにおいて、人権尊重が基本であることが重要と考え、これについて明記します。

#### \* 「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」(制定済)

#### 行政運営の制度と原則について(先行事例からみた検討項目)

地域政府としてのあり方を定めるものとして、他の自治体においてすでに制度化されている様々な行政運営の原則があります。これらを検討し、それぞれについて、彦根市において「現状はどうか。どのような制度であるべきか」を整理し、行政運営の改革につながるよう、基本条例に定めま

#### (情報の公開と共有)

- ・ 情報公開 / 市の保有する情報は市民の共有財産であり、市民の知る権利を保障

#### 「情報公開条例」(制定済：基本条例を基本として見直し)

- ・ 個人情報の保護 / 市民の権利利益の保護を規定

#### 「個人情報保護条例」(制定済)

(市民参加の市政の推進)

- ・市民参加 / 主権者である市民が市政に参加する権利
- ・参加機会の保障 / 市民参加を推進するための手続、方法
- ・市民投票 / 市民の意思を直接確認するための手法

(公正と信頼の確保)

- ・行政手続 / 処分、行政指導と届出に関する手続 「行政手続条例」(制定済)
- ・外部監査 / 第三者による監査
- ・オンブズマン制度 / 市民の行政に対する苦情を処理したり、監察する制度
- ・法令遵守(コンプライアンス) / 職員等の法令遵守や倫理保持のための体制整備
- ・公益通報者保護 / 不正な行為等の告発が行える環境や告発者を守る制度の整備
- ・入札制度の透明化 / 公正な競争、事業の経済性、地域への影響等の情報公開

(行政の政策活動の原則)

- ・政策法務 / 法令の自主解釈や運用、自治立法権への対応
- ・政策財務 / 規律に基づく財政運営方針の制度化
- ・行政改革 / 地域福祉の向上を目的とした行政運営の効率化
- ・行政評価 / 効率的で有効な行政評価の制度化
- ・危機管理 / 災害等時における市民の安全等の確保への対応

(行政組織)

- ・市民委員会等 / 審議会や委員会等への公募委員の登用の原則化
- ・外郭団体の設置の抑制 / 外郭団体を設置する場合の基準の設置
- ・政府間関係 / 近隣自治体との協力や国・県との関係、国際交流関係
- ・定住自立圏構想 / 中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき  
役割分担し相互に連携する構想

総合(発展)計画との関係について

市が行う施策・事業の内容を明示したものが総合計画、市の方向性や施策・事業の進め方の基本ルールを定めたものが基本条例と位置づけられると考えます。したがって、総合計画の位置づけや策定のしかたなどを、基本条例に盛り込むことが必要です。

改定が予定されている総合計画の策定においては、基本条例の定める市の方向性を踏まえることが必要です。

### 総合計画の位置づけ

計画的な市政運営の基本となる総合計画について、基本構想・基本計画で構成される総合計画を策定し、定期的に見直していくことを基本条例に規定します。

### 計画の名称

現在の「総合発展計画」という名称は、右肩上がりの時代のイメージで、ハード重視の計画と受け取られる面があります。また、将来像やまちづくりの方向性を示しているものですが、総花的な印象があります右肩上がりの時代から、限られた資源を有効に活用していくために“選択と集中”が求められる時代となりました。こうした意味で、“発展”は削除し、“総合計画”としてはどうでしょうか。、求められる未来の彦根市の将来像を描きながら、「どのくらいの資源で何をするのかを計って画く」という、計画本来が持っている機能を果たすことが必要です。

### 市民参加による策定

総合計画は、市の施策や事業を実施していくうえで、基本となる計画であるため、市民参加により策定されることが必要です。

#### その他総合計画にかかる検討項目

今後の自治体運営にとって、総合計画が計画として機能することはとても重要と考えます。総合計画策定に生かしてもらいたい事項があげられました。  
基本構想、基本計画、実施計画の位置づけと考え方  
諸制度(行政評価など)との連動  
基本計画の内容について  
マニフェストとの関係

#### (4) 今後さらに議論を深めるべき検討項目

検討委員会では十分に議論できなかった項目は次のとおりです。これらについては、今後の条例策定における検討の中でさらに議論を深めてほしいと考えています。

#### 基本条例の名称

「まちづくり基本条例」という名称は、たとえばハードインフラ整備のための規定のような印象をうけるなど、誤解を招くとの指摘があります。

このほか、検討委員会では、「市民参加や地域活動などのイメージが伝わりやすいので、まちづくり基本条例がいい」という意見や、「条例の内

容をより明確に表す意味で、例えば自治基幹条例のような名称に変えてはどうか」という意見などがあり、名称についての結論を出すには至りませんでした。

このため、基本条例の名称について、意図する内容がわかりやすく伝わるように、引き続き検討する必要があります。

#### 地域の自治の主体

彦根のまちの課題を考える中で、住んでいる人がその喜びや課題を共有し語り合う環境づくりをどのようにしていくのかということについても議論となりました。検討委員会では「人やまちのつながり」という表現をしましたが、「コミュニティ」と表現されることもあります。ここには行政が関わることもありますが、地域の自由な関係の中で、市民が決めていくことが基本となるものです。補完性の原理の考え方にもあるように、市民がひとりで解決できないことを市民の協力関係の市民活動によって解決していこうという共助の考え方で、地域の自治の基本となります。近年、従来の地縁型の組織である自治会に加えて、テーマごとの解決を目指すNPOなどが活躍しており、こうした行政以外の多様な主体が公共サービスの担い手となりつつあります。こうした主体との連携を図りながら公共の役割分担を行っていくことも必要です。検討委員会では、市民がそれぞれ身近な地域の課題を主体的に解決することのできる仕組みとして地域内分権や地域自治協議会についても議論となりました。

こうした地域の自治と市の関係についてもさらに検討していくことが必要であると考えます。

#### あいまいな用語の定義

「まちづくり」って？ 「協働」って？ そもそも「市」って？

これらの用語については、市の様々な条例や計画等で使われていますが、定義があいまいであり、使う場面によって意味する内容が異なっています。

特に「協働」については、基本条例に市民と市との関係をどう定めるかにも影響します。行政が使う場合は、市民との対等な関係を意味することが多いですが、主権者である市民と市との関係に合っていないという考え方もあります。

そもそも「市」とは何かということについても議論しました。「市」とは、執行機関、市長、それから議会を指すという考え方もあります

が、地域の自治の主体の中でも述べたように、市民が自由な関係の中で形成していく領域を、「市」の中でどのように捉えていくのかということを整理する必要があります。本報告書の中では、「市」について大まかに分けると、エリアを指す場合には「彦根のまち」、全国的、一般的に述べる場合には「自治体」、執行機関を示す場合には「市」または「行政」という表記を用いています。市民の自由な領域の捉え方は整理できていませんが、市民が担う公共的な領域については「市」と捉えている面もあります。また、議会については、「市」とは分けて「議会」と表現しています。さらに、今後基本条例に定めていくこれからの考え方としては、「地域政府」という表現を用いています。

基本条例を策定していくうえでは、これらの定義をあいまいにしたままでは議論がかみ合わないことも予想されます。より早い段階で、条例に定めるかどうかも含めて、定義を明確にしておく必要があります。

#### 議会の役割

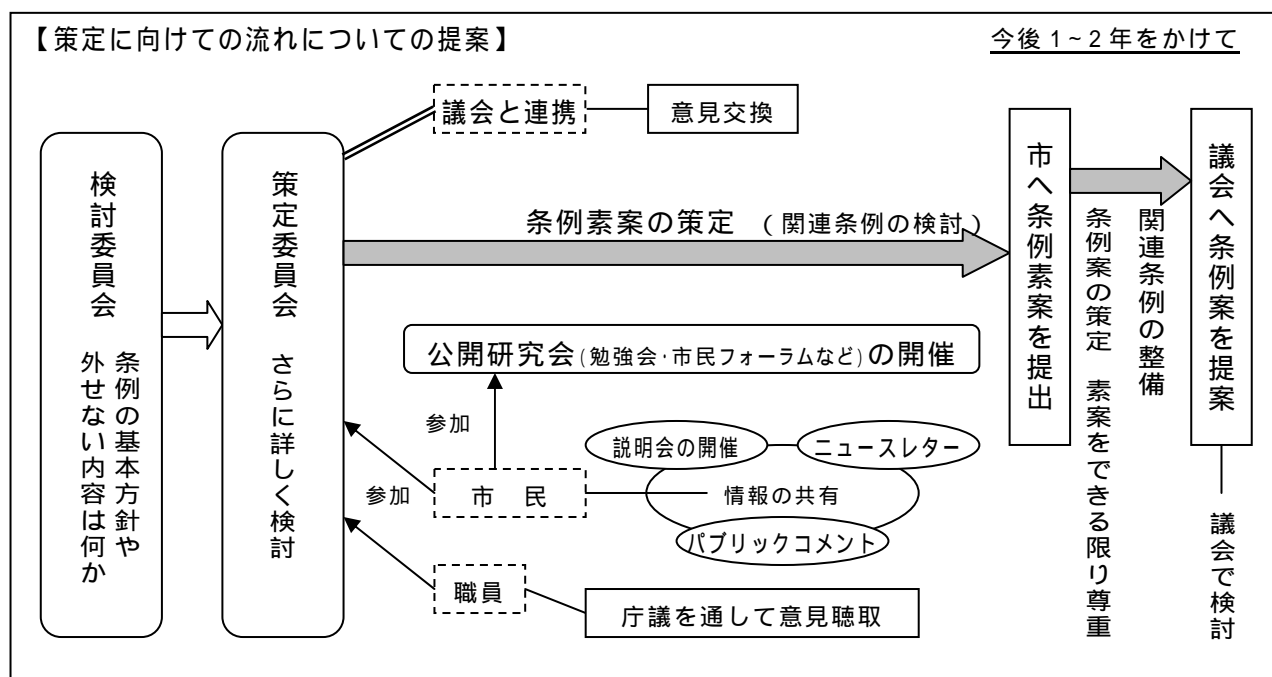
検討委員会においては、まちの課題の解決やこれからの彦根のまちづくりを考えるうえで、議会の役割が重要であるという意見でまとまりました。

しかしながら、議会の果たす役割の内容については、十分な議論ができませんでした。これについては、今後基本条例の策定過程において、議会と連携や意見交換を図りながら検討する必要があります。

## 5 策定過程へのリクエスト ~このように進めてほしい~

検討委員会では、基本条例は十分な策定期間をとり、しっかりした市民参加を経て策定すべきと考えています。今後、その条例案の策定を担う組織を仮に「策定委員会」とします。

以下は、基本条例の策定に向けて、今後このように進めてほしいと考えている提案内容です。



### (1) 策定の基本的な枠組み

- ・ 市民と職員が参加し、議会と連携する「策定委員会」で素案を策定する。
- ・ 総合計画の検討をみながら、今後 1～2 年かけて進める。

### (2) 策定過程における市民参加と情報共有

- ・ 策定委員会での議論のほか、誰でも参加できる「公開研究会」を開催し、できるだけ多くの市民が参加できるように工夫する。
- ・ 策定委員会は、作成した素案が尊重されるように、市に働きかける。
- ・ 策定中は、議論の経過をホームページ等で公表し、意見を募集する。
- ・ パブリック・コメントを複数回実施する。
- ・ 策定中にニュースレターの発行や市民への説明の機会を設ける。



(3) 議会との連携

- ・ 条例の策定過程において、市は、議会に対して各段階で説明し、意見交換を行う。
- ・ 策定委員会と議会（議員）との意見交換の場を設ける。

(4) 職員参加

- ・ 制度の実施主体である市の職員についても、基本条例への理解を深めるために、職員として、そして、市民として策定過程に参加する。
- ・ 検討途中に庁議等を通じて全職員への説明を行い、意見聴取を行う。

(5) 関連条例の整備

- ・ 実効性をより高めるために、基本条例の内容を具体化する関連条例を整備し、できれば同時に議会に提案する。

(6) 制定後

- ・ 制定記念フォーラムを開催する。
- ・ 制定後にも市民への説明のために出前講座を実施する。
- ・ わかりやすい解説書を作成し、多くの市民に理解してもらうようにする。
- ・ 分権時代に対応した条例整備として、全条例を点検する。基本条例の趣旨に沿ったものに順次改正し、条例の体系化を進める。

## 6 彦根市まちづくり基本条例検討委員会の検討過程

～どのように検討してきたか～

---

検討委員会は、公募委員を始め、学識経験者、自治会・NPOなどの市民活動と関わりのある人、学生それから市職員の16名で構成されています。第1回検討委員会以降、検討委員会に加えて自主的な勉強会を開催し、月に2回程度の会議を行ってきました。

検討委員会等はすべて公開で行い、のべ56人の方に傍聴や参加をしていただきました。また、基本条例の理解を深めるために検討委員会の委員が主体となって開催した勉強会には、委員以外の方にも自由に参加していただき、意見を伺いました。

また、多くのみなさんのご意見を伺う機会として、昨年12月には“まちづくり基本条例を考えるフォーラム”を開催し、本年2月には、“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”を開催しました。みんなの集いでは検討委員会の検討内容をお知らせして参加者からご意見をいただきました。この集いでは、わたしたち検討委員会が細部まで企画し、参加されるかたが理解しやすい寸劇仕立ての説明、発言しやすい質疑応答に心がけたこともあり、多くの方に熱心に参加いただく機会となりました。

なお、検討委員会の内容については、広報ひこねや彦根市ホームページ等でお知らせしました。

### (1) 検討委員会と勉強会

7回の検討委員会と9回の勉強会を開催しました。(各回の日程、テーマ等は資料として添付しています。)

初期の会議では、ワークショップを中心に各委員のバックグラウンドを話す機会を持ち、現状について各委員が共通認識をする中から、彦根のまちの課題等を抽出していくことから始めました。

そして、これにより抽出した課題に対して、まちづくり基本条例は有効なものとなるのか、また、有効なものとなるためにはどのようなことを規定すればいいのかということについて、先進事例を学びながら議論し検討を行いました。

基本条例に対する理解が深まるのに伴い、「まちづくり基本条例」という名称に対する疑問が投げかけられ、名称についても議論を行いました。

(参考文献・先行事例として参考としたもの)

- ・『自治・議会基本条例論』(神原 勝氏著 公人の友社)
- ・『自治基本条例・参加条例の考え方・作り方』  
(臨時増刊号 71 月間『地方自治職員研修』編集部・編)
- ・『自治基本条例をつくる～「みたか市民の会」がめざしたもの～』  
(内仲 英輔氏著 自治体研究社)
- ・『ドキュメント市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例ができるまで～』(監修 牛山 久仁彦 ぎょうせい)
- ・『協働キホンの基20～まちの16のカタチと協働のための23のツール～』(くさつのまちのカタチを探るゼミナール発行)
- ・ニセコ町まちづくり基本条例
- ・多治見市市政基本条例
- ・川崎市都市憲章条例原案
- ・米原市自治基本条例
- ・自治基本条例策定に向けての草津市の事例
- ・『まちづくり基本条例研究会報告書』(平成19年度彦根市職員研究会)

## (2)プレフォーラム(2008.12.2)

検討委員会では昨年12月2日に勉強会として“まちづくり基本条例を考えるフォーラム”を開催し、北海学園大学教授の神原勝氏を講師としてお招きしました。

プレフォーラムは職員、市民にも参加を呼びかけ、35人の方の参加を得ました。神原氏の考え方は多くの基本条例の策定に影響を及ぼしていますし、プレフォーラムでも多くの参加者から、お話が印象的であったこと、理解が深まったことの感想をいただきました。



神原先生との意見交換

### 神原勝氏のお話から

神原氏は、基本条例の前提として、

個別の政策目標そのものを書き込むのではなく、よりよい政策をつくるためのルールつまり制度を書き込むものである。

市民が市政をどのようにコントロールするかということが基本である。このことは、市民の義務を基本条例で書くべきかという論点、市民間の自由な活動の領域に対して規定する必要があるのかという論点につながる。

「協働」「コミュニティ」など、あいまいな用語の利用は吟味する必要がある。

という点を指摘されました。

また、氏は、市民の生活に生きる基本条例となるための6つの原則（総合性、水準性、具体性、相乗性、関連性、最高性）と、策定過程の4つの課題（制度現状の点検、効果的制定方法、4者（市民・首長・議員・職員）参加の推進、十分な時間の確保）を示されました。

神原氏の講演は、自治体の政府としてのあり方を規定することの重要性を指摘しつつ、市政という施策・事業の大きなかたまりを動かす基本ルールとしての基本条例、その具体的なメニューとしての総合計画を構築していくことが、市民にとっても長、議会、職員にとってもメリットがあることを整理されたものでした。

### (3)まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い(2009.2.7)

本年2月7日にひこね市文化プラザ メッセホールにおいて、“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”を開催しました。約200名の方に参加いただき、彦根市にとって「まちの基本ルールとなるものが必要だろうか」「つくるとしたらどんなルールを定めるのだろうか」ということについて、一緒に考え、ご意見をいただきました。

当日の企画・運営は、検討委員会のメンバーが行いました。検討委員会のコーディネーターである、龍谷大学法学部 土山希美枝准教授の解説を交えながら、検討委員会のメンバーが自らつくったシナリオで寸劇を行い、検討委員会で実際に話し合ってきたことをお知らせしました。質疑応答では、検討委員会のメンバーと参加者が率直な意見交換を交わす機会となり、濃密な議論となりました。

内容は次のとおりです。

## 【第1部】まちづくりって何だろう？

「まちづくりって何だろう？」ということについて、いくつかの事例を紹介した後に、参加者のみなさんがされているまちづくりについてもお話いただきました。



検討委員会メンバー

### 事例

学区単位の連合自治会において、小学生から高齢者まであらゆる世代を巻き込んだ活動に取り組んでいる。少しずつ輪を広げていきたい。

### 事例

“住んでいてよかったと言えるまちをつくりたい”ということをもミッション（使命）として彦根でNPOを始めて10年になる。

### 事例

町で行う溝掃除や公園などの清掃活動に家族で参加している。

### 事例

町内にある墓地のごみ置き場の清掃を続けている。自分たちの町が気持ちのよい明るい町になることを願っている。

### 事例

草が繁茂している団地のそばの田んぼをお借りして、共同で家庭菜園を作っている。高齢化しているので互いに助け合えるシステムをつくっていきたい。

## 【三二解説】

わたしたちの暮らしは、政策や制度のうえに成り立っています。

まちづくりとは、わたしたちの身近な暮らしのなかで「ひとりでは解決できないみんなの課題を、課題に気付いた人や課題を解決したい人が、自分たちやだれかと一緒に、だれかに頼んで課題に取り組んでいくこと」です。

まちづくりには自治体や国が責任をもって担う領域もあれば、市民の自由な活動領域もあり、さらに、市民と自治体や国が連携・協力して実施できるものや役割分担できる領域もあります。この一緒にやれる領域に市民がどのように関わっていくのかということが「参加」ということです。

## 【第2部】彦根市の問題って？～彦根市とワタシの関係～

検討委員会で実際に行ってきた議論を寸劇風にお知らせしました。

市民役	職員役
市役所の窓口が多くてどこに行けばいいのかわかりにくい。横のつながりが感じられない。 市民と行政の役割分担って、市民への押しつけのように感じる。 行政に甘えているところもある。 市との間にミゾがある。市民のアイデアが活かされない。 情報が共有されていない。透明性、公開性が必要。 情報提供のやり方をもっと工夫してほしい。	今は総合受付を置いているが、職員にとっても所属間には壁のようなものを感じる。 行政が公共のすべてを担い続けることは限界に来ている。 市民の立場に立っていない。 市民との間にミゾがある。本気で話し合いたい。 広報やホームページに掲載しても無関心な方が多い。 パブリックコメントを実施しても意見が出てこない。

市民と行政の間にミゾ（距離）があるのではないかという意見がありました。市民の自由な発想が活かされる仕組みや体制、その前提となる情報共有が十分ではないというところに課題がありそうです。

市民と行政が連携協力してやっていくというのが「まちづくり」ではないでしょうか。そのために、市民の積極的な参加や、議論をすることが必要です。参加の仕組みや情報共有ということについて、基本条例ではどのように定められていくことができるのでしょうか。

### 【ミニ解説】“基本条例の基本ルール”

基本条例は「決めかた」「やりかた（実施のしかた）」のルールを決めるものです。たとえば、市民参加については、これまでは個別に「市民に参加してもらおうかどうか」「どんなふうに参加してもらおうか」ということが任意に決められていましたが、これをルール化すると、「基本条例に書いてあるので、しなければならない」ということになります。

また、基本条例の内容が、他の条例、制度の「基本」となるように、市の「最高規範」に位置づけることで、より実効性を高めることにもなると言えます。

【第3部】徹底討論!? 基本条例って必要? それとも不必要?

検討委員会で実際に行ったディベート形式の議論を再現しました。

肯定側(必要である)、否定側(必要ではない)の意見としては、次のような意見が出ました。



肯定側と否定側に分かれて議論

肯定側(必要である)	否定側(必要ではない)
<p>国に憲法があるように、地域政府を動かすための最高規範となるものが必要</p> <p>現在バラバラにある条例を体系化するための基本が必要</p> <p>市民と行政の役割を明確にすることが必要</p> <p>市民参加や情報共有のあり方を明確にすることにより、市民主体のまちづくりが進められる。</p> <p>条例があることによって、市民の生活が守られている面もある。</p> <p>多様な価値観がある中で、まちづくりを進めていくためのルールが必要</p> <p>時代により社会が変わっても、その時々課題に対応するためのルールを定めるもの</p> <p>議会とも連携しながら作っていくことが必要</p>	<p>多くの市民は条例に無関心であり、条例を作っても全体に浸透しない。</p> <p>条例により行動が規制され、強制されるのではないかと危惧される。</p> <p>今のままで十分である。</p> <p>理念を定めるなら既に市民憲章がある。</p> <p>条例があることで何がかわるのが見えてこない。実効性がなければ意味がない。</p> <p>多くの条例が自分と関わりがあるとは思えない。</p> <p>市民参加が重要ということであれば市民参加条例を作ればいいのか。</p> <p>議員の活動を制限することにもなる条例が議会で承認されるのか。</p>

検討委員会が行ったディベートの結論としては、「彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きである」という気持ちを実現するためのルールとして“基本条例は必要である”となりました。

“ みんなの集い ” の最後に参加者のみなさんに、必要か必要でないかを問いました。必要であるという方が多くなりましたが、必要ないのではとされた方のご意見としては次のようなものがありました。

必要という一定の結論を出した検討委員会としては、必要ではないとされた方のご意見を受け止めて、さらに議論をしていくことが必要であるということから、特にその意見を伺いました。当日にお答えした回答も含めて掲載させていただきます。



参加者への問いかけ

(必要ではないという意見から)

意見 総合発展計画や景観条例など、まちづくりについては既にいろいろな決まりごとがある。さらに、定める必要があるのだろうか。

(委員からの回答) 「まちづくり基本条例」という名称には、まちづくりの定義について誤解が生じる場合もあり、検討課題です。基本条例は市の方向性や施策・事業の進め方の基本ルールを定めるものです。それに対して、施策・事業の具体的な内容を明示したものが総合発展計画であり、実際に運用していくための内容を定めたものの一つが景観条例であると言えます。基本条例は総合発展計画や景観条例を定める際の決め方を定めるものと考えています。

意見 抽象的な条例を制定しても意味がない。現状をどうやって改善していくのかという具体的なことを定めるべきでは。

(委員からの回答) 基本条例を実際に制定していくためには、盛り込む内容についてさらに策定委員会において議論していくことが必要です。市民参加について言えば、意思決定過程にどのように市民が参加していくのかということについて、たとえば、市民参加条例などの具体的な内容についての考え方を整理して定めていくことが必要です。



さらに、当日行ったアンケートの自由記載の欄にもいろいろなご意見をいただきましたので、一部を掲載させていただきます。

市民の声は選挙や議会、意見箱で聞いてもらえると思う。基本条例がなくても市長や職員は市民のことを考えてきちんとやってくれさると思う(そう願う そう信じたい!)。条例がなくても市職員は声をくみとる努力をしてほしい。市民も声をあげ自分の住んでいる所が良くなるように考えなければならない。それができないから条例が必要なのか? 条例ができれば解決するのか? (40代女性)

基本ルールをつくることは、町づくりの未来のためにも、行政・市民の共通理解のためにも必要だと思う。ただ、この条例にどのような方法で市民の意見を取り入れていくかが問題である。(30代女性)

初めて参加させていただきました。市民自らやらんとあかん事は分かるのですが、個人個人にも事情があり参加できない人もたくさんいらっしゃいます。理解しやすい内容でしたし、ますますがんばってください。彦根の元気、市民の元気が大切かと思いました。

(50代男性)

体験上、策定過程とともに、できた後の推進体制が重要ですね～。作っても使わなければただの紙。(30代男性)

## 7 おわりに

---

地方分権の時代がいわれるなか、「まちづくり基本条例（仮）」制定の是非をめぐり設置された検討委員会は、市民と行政職員を主として構成され、ひとつの委員会の同じメンバーとして、立場を超えて本気で議論してきました。

当初、委員の大半は進む方向をつかめず、手探りでのスタートでありました。しかし、ゼロから議論を重ね、自主的な勉強会もたびたび開くことにより、「市民と行政との関係」「地域の自治を担う組織・団体」「議会との関係」、「行政に求める行財政運営や総合発展計画のありかた」など、具体的な課題が見えてきました。その問題点にお互いの対場から率直に意見を述べ合い理解を深めると、一つの共通認識が生まれました。『この取り組みをもっと多くの市民に知ってほしい！！』そんな思いから、委員会自身が企画しシナリオを手がけ、委員が自演した『みんなの集い』開催へと至り、大成功を収めることが出来ました。

その中で、市と市民の关系到大事なことが欠けていることに気づきました。私たちは、行政に対し、苦情や文句も言いますが、いろいろな提案も持っています。しかし、現状は意見を言うことはできますが、正式な形として市に提案し、市民と行政が連携・協力して実行していくという仕組みは整備されていません。市民側からいろいろ提案したいことを行政が前向きに受け付けてもらえる仕組みが必要であると思います。私たち市民がもう少し行政のことを知り、行政とよりよい関係を築けるルールが必要なのではないか、それが基本条例なのではないかと考えます。

また、こういうルールが必要とされる背景として、地方分権の進展があります。地方分権時代には、彦根市が自立・自律した政府になる必要がありますが、その政府をつくるのは私たち市民です。しかし、市民が自立しないと自立・自律した政府はつくれません。

私たちが、自分でできることは自分たちですという自覚を持ち、主権者である市民としての責任を果たさないと、このルールをつくったとしてもうまく機能しません。基本条例が策定されることによって、行政が変わることと同時に、責任ある主体として市民も変わらなければ、この条例の実効性は担保できないということを自覚しなければなりません。

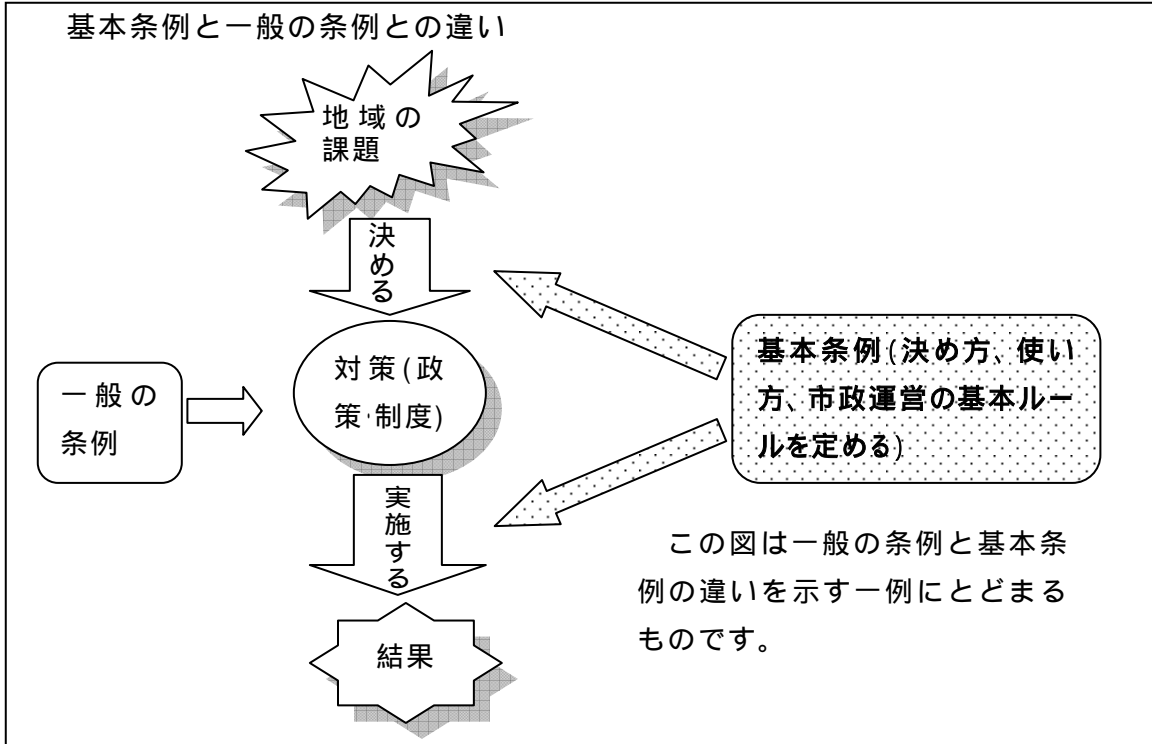
市民も行政も変わらなければという16人の委員の熱い思いがこの報告書になりました。この熱い思いが、策定委員会につながり、彦根の新たな指針となる基本条例として結実することを願っています。

添付資料

彦根市まちづくり基本条例検討委員会報告書（フロー図）	35
まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い開催時の資料	
「彦根市まちづくり基本条例検討委員会からの報告書（案）」	39
“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”アンケート結果	43
次期彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査結果（抜粋）	45
彦根市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱	48
彦根市まちづくり基本条例検討委員会検討経過	50
委員名簿	54

## 彦根市まちづくり基本条例検討委員会報告書（フロー図）

### 2 まちづくり基本条例とは？



#### 基本条例設置の目的 ～ 他市の先行事例からみた特徴

- 1) 地域の自治のありかたの理念を規定したもの
  - ・ 自治の理念と市民参加
  - ・ 市民と自治体との協働（連携・協力）
- 2) 自治体の政府としてのありかたを規定したもの
  - ・ 市民の政府である自治体が、責任を果たすための制度やルールを示す
  - ・ あらゆる条例や制度の基本として尊重される「最高規範」の位置づけ
- 3) 自治体と市民との関係を規定したもの
  - ・ 自治体と市民の関係を規定
  - ・ 市民が政策を提言したり、自らサービスを提供する事例

### 3 検討委員会の結論 ~彦根のまちに基本条例は必要?!~

(1) 検討委員会の結論  
**「基本条例は必要である」**

#### (2) なぜ必要なのか

分権時代の到来に応える社会的な要請

市民と彦根市(自治体)との関係における課題

- ・市民と市との距離感
- ・市民と市との間の情報共有
- ・意見が活かされ、意欲を引き出す市民参加
- ・市民が望む自治体の姿

~ 自立・自律する地域政府 ~

だから必要である

- ・市民が市の意思決定に参加していける仕組みをつくること
- ・市民の役割、行政の役割を明確にすること
- ・行政運営のあり方を定めること

#### (3) 市民はどのように感じているのか

・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”アンケート結果

「必要だと思う」53.1%

「どちらとも言えない」32.7%

「必要ないと思う」4.1%

「分からない・空白」10.1%

- ・基本条例を知っている人は、「必要」とする回答も高い 検討委員会の検討内容、結果を、広く伝える必要性

#### 4 基本条例の基本事項

##### (1) 条例作成にあたっての遵守事項

- ・ 自治の理念、地域政府としての彦根市のあり方と市民との関係、彦根市の最高規範とする。
- ・ 市民が共有できるものとするため、市民にわかりやすい内容とする。
- ・ 基本条例を基本とする解釈・運用を行い、条例の体系化を行う。
- ・ 基本条例の実効性を高めるために、委員会の設置や見直し規定などの仕組みを規定する。

##### (2) 基本の柱

「市民参加」、「情報共有」を基本の柱とする

##### (3) 基本的な事項～基本条例に書き込む内容～

市民と市の関係について

- ・ 社会のメンバー、政策・制度のユーザー、政府のオーナー（主権者）としての市民参加
- ・ 政策形成過程からの情報公開（情報共有）と市民の発想や議論が活かされる参加の仕組み
- 彦根市はどのような政府であるべきか

～彦根市の基本的事項～

- ・ 市政の透明性、公開性を高め、政策形成過程からの市民参加を図り、一緒に議論していく地域政府
- ・ 自立性・自律性のある自治体運営を実現するため、市のあり方、市長・職員の責務等を定め、効率的な行政機構とする。
- 行政運営の制度と原則
- ・ 情報の公開と共有、市民参加の市政推進、公正と信頼の確保、行政の政策活動の原則、行政組織

総合（発展）計画との関係について

- ・ 総合計画の位置づけを基本条例に規定
- ・ 計画の名称の検討
- ・ 市民参加による策定

##### (4) 今後さらに議論を深めるべき検討項目

- ・ 基本条例の名称
- ・ 地域の自治の主体
- ・ あいまいな用語の定義（「まちづくり」「協働」「コミュニティ」「市」）
- ・ 議会の役割

検討委員会としての「基本条例の基本方針」

## 5 策定過程へのリクエスト～このように進めてほしい～

十分な策定期間をとり、しっかりした市民参加を経て策定する。

### (1)策定の基本的な枠組み

- ・市民と職員が参加し、議会と連携する「策定委員会」で素案を策定する。
- ・総合計画の検討をみながら、今後1～2年かけて進める。

### (2)策定過程における市民参加と情報共有

- ・「公開研究会」の開催、議論の経過のホームページ等での公表  
パブリック・コメントの実施、ニュースレターの発行など、  
多くの市民が参加できるよう工夫する。
- ・策定委員会は、作成した素案が尊重されるように、市に働きかける。

### (3)議会との連携

- ・市は、議会に対して各段階で説明し、意見交換を行う。
- ・策定委員会と議会（議員）との意見交換の場を設ける。

### (4)職員参加

- ・職員として、そして、市民として策定過程に参加する。
- ・検討途中に庁議等を通じて全職員への説明を行い、意見聴取を行う。

### (5)関連条例の整備

- ・基本条例の内容を具体化する関連条例を整備し、できれば同時に議会に提案する。

### (6)制定後

- ・制定記念フォーラムを開催し、制定後にも出前講座を実施する。
- ・わかりやすい解説書を作成する。
- ・全条例を点検し、基本条例の趣旨に沿ったものに順次改正し、条例の体系化を進める。



～まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い～  
彦根市まちづくり基本条例検討委員会からの報告書（案）

彦根市まちづくり基本条例検討委員会では、昨年6月から議論してきたことを、報告書（案）にまとめました。

よりよいものとするために、みなさんの意見と議論をお願いします。

このページには、概要をぎゅっとまとめました

くわしくは

次のページから解説します

### まちづくり基本条例って？

地域や自治体の運営に関する基本ルールを地域自身が定めるもので、「自治体の憲法」とも言われる。条例の名称は様々で、『まちづくり基本条例』、『自治基本条例』などと言われる。

### 検討委員会の役割

彦根のまちにとって基本条例が必要かどうかを議論  
そのうえで、まちづくりの基本ルールを検討



条例を制定する場合  
さらに策定委員会での  
具体的な議論が必要

### 検討委員会の結論～彦根のまちに基本条例は必要なのか？！～

基本条例は必要  
“彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好き”  
その気持ちをベースにまちづくりを実現していくための方向性やルールとして

その理由は  
・市民が市の意思決定に参加していける仕組みが必要  
・市民の役割、行政の役割、さらには議会の役割を明確にすることが必要  
・行政運営のあり方を定めることが必要

そして内容は  
ルールをより具体的に  
定めて明示することが  
必要  
実効性を高め、  
その時々々の市民の  
問題意識や課題に対応  
するため

### 検討委員会での議論～基本条例の基本方針～

- (1) どのような条例とするのか  
理念だけでなく、地域政府としての彦根市のあり方や市民との関係までを規定  
市民にわかりやすい内容  
彦根市のあらゆる条例の基本 = 最高規範  
条例が活かされる仕組みを規定
- (2) 市民と市との関係について  
市民の発想や議論が活かされ、市民と市の距離を近づけていく仕組みが必要
- (3) 彦根市にどのような政府であってほしいか ～「彦根市」の基本的事項～  
基本の柱 “市民参加” と “情報共有”
- (4) 総合（発展）計画との関係



改定が予定されている総合計画の策定においては、  
基本条例の定める市の方向性を踏まえることが必要

検討委員会 & 勉強会へのみなさんの参加をお待ちしています！（最終ページを見てください）

もうすこし詳しくみてみよう！







## 彦根市まちづくり基本条例検討委員会からの報告書(案)(ちょっと詳しく解説!)

彦根市まちづくり基本条例検討委員会・・・どんなことをやってきたの？

検討委員会の役割	彦根のまちにとって基本条例が必要かどうかを議論 そのうえで、まちづくりの基本ルールを検討 条例を制定する場合には、さらに策定委員会での具体的な議論が必要
メンバーの構成	公募委員、学識経験者、自治会・NPO など 市民活動と関わりのある人、学生、市職員の16名
検討委員会と勉強会 6回の検討委員会と7回の勉強会 ...計13回にわたる活発な議論 (ワークショップなど)	たとえば、こんな議論が... 彦根市に住んでいることを実感するようなシンボルや起爆剤のようなものが必要なのではないか 組織としての市役所の問題点(縦割り・前例踏襲)が、市民との関係にどのように影響しているのか まちづくりの多様な主体と市役所の間にはミゾがある？
プレフォーラム(2008.12.2) 基本条例を考えるフォーラム 講師:神原勝氏 (北海学園大学法学部教授) ...多くの基本条例の策定に影響	基本条例の大前提は、個別の政策ではなく、よりよい政策をつくるためのルールを書き込むこと 市民が市政をよりよく制御(コントロール)するためのルールづくり 市の方向性や市が行うことについて、決め方ややり方の基本ルールを基本条例で定め、市が行うことそのものは、施策・事業のメニューとして総合計画で明示していく。その組み合わせが、市民にとっても市長、議会、職員にとってもメリットがある。

### まちづくり基本条例 / 自治基本条例ってどんなもの？

地域や自治体の運営に関する基本ルールを地域自身が定めるもので、「自治体の憲法」とも言われます。

条例の名称は様々で、まちづくり基本条例、自治基本条例などと言われますが、

ここではまちづくり基本条例、自治基本条例などの条例をあわせて“基本条例”と呼びます。

特徴(3つのタイプ)

地域の自治のあり方の理念を規定したもの

自治体の政府としてのあり方を規定したもの

自治体と市民との関係を規定したもの

### 検討委員会の結論 ~彦根のまちに基本条例は必要なのか?!

**結論** 基本条例が必要である

彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きであるという気持ちをベースに、まちづくりを実現していくための方向性やルールを定めるものとして“基本条例が必要である”という結論に達しました。

**理由**

彦根市のまちづくりの大きな課題として、市民と行政との間にミゾ(距離)があるという指摘がありました。それを埋めるものとして、次のことが必要であると考えます。

市民が市の意思決定に参加していける仕組み

市民の役割、行政の役割、さらには議会の役割を明確にすること

行政運営のあり方を定めること

**内容**

さらに、このルールをより具体的に定めて明示することが必要です。

これにより、実効性を高め、その時々市民の問題意識や課題に対応できるものとすることができます。それは、市民それから議会、市長、市役所のあり方を規定することにもなると同時に、自分たちの生活や考え方を守るためのものとも言えます。

ただし、多様な価値観を持つ社会の中で受け入れられる条例としていかなければならず、その工夫が必要となります。

## 基本条例の基本方針

### (1) どのような条例とするのか

理念だけではなく、地域政府としての彦根市のあり方や市民との関係まで規定  
市民にわかりやすい内容  
彦根市のあらゆる条例の基本である、最高規範  
他の条例の制定や法令などの解釈・運用には、この条例を基本とるように見直しを行う。  
条例が活かされる仕組みを規定（推進委員会の設置や見直し規定など）

### (2) 市民と市との関係について

市は市民生活と地域社会に最も身近な「彦根市という地域の政府」=市民の信託に基づいて成立  
市民の発想や議論が活かされ、市民と市の距離を近づけていく仕組みが必要  
市民が、課題の提起や提案も含めて課題設定の段階から策定過程に係わることができるように、“情報公開”と“参加の仕組み”を整えることが必要  
市民の定義は、広く「市とかかわりのある人」(ただし、個々の政策では対象を明記する)

### (3) 彦根市にどのような政府であってほしいか ~ 「彦根市」の基本的事項 ~

地域政府としての自立性、自律性が必要であり、市政の市民への透明性や公開性を高め、政策形成過程からの市民参画を図り、一緒に議論していくような地域政府であってほしいと考える。  
また、市政すべてにおいて、人権尊重が基本となる。\*「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」(制定済)

#### 基本の柱

市民参加	情報共有
主権者としての市民が 地域政府をよりよく制御(コントロール)する手段として 市民参加を基本とした行政運営を行うことを明記 *「市民参加条例」、「パブリック・コメント(意見公募)手続条例」の策定を検討 *市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるためのツールとして「住民投票」がある。検討委員会では、選挙に合わせて実施する提案型住民投票などについても議論があった。	市民参加の前提として、行政運営の透明化を図り 情報共有することが必要であることを明記 情報公開についても、公開請求に応じるだけでなく、積極的に市民にわかりやすい情報提供をしていくことが必要 *「情報公開条例」、「個人情報保護条例」(制定済:基本条例を基本として見直し)

#### 市長および行政機構について

- ・市長の責務、職員の責務を規定
- ・効率的で市民にわかりやすい行政機構とすることを規定
- \*その他行政運営の原則について(先行事例からみた検討項目)
- ・法令遵守(コンプライアンス)・行政改革・行政評価・オンブズマン制度・入札の原則・危機管理など

### (4) 総合(発展)計画との関係について

総合計画 = 市が行う施策・事業の内容を明示したもの  
基本条例 = 市の方向性や施策・事業の進め方の基本ルールを定めたもの  
改定が予定されている総合計画の策定においては、基本条例の定める市の方向性を踏まえることが必要

#### 総合計画の位置づけ

計画的な市政運営の基本となる総合計画について、  
基本構想・基本計画で構成される総合計画を策定し、定期的に見直ししていくことを規定  
“もはや夢を描くものではない” ~ 計画の名称 ~  
現在の「総合発展計画」という名称は、右肩上がりの時代のイメージで、ハード重視の計画と受け取られる面がある。  
もはや、計画に夢を描く時代ではないことから、「発展」は削除し、「総合計画」としては・・・。

市民参加による策定が必要

(5) 今後さらに議論が必要な項目

- ・ 議会の責務
- ・ あいまいな用語の定義について  
「まちづくり」って? 「協働」って? 「コミュニティ」って?

### これからどうやって進めていくの? ~策定過程へのリクエスト~

基本条例は“十分な期間をかけ、しっかりした市民参加を経て策定すべき”

- (1) 策定期間 総合発展計画の検討をみながら、今後1~2年かけて進める。
- (2) 市民参加
  - ・ 市民と職員が参加し、議会と連携する「基本条例策定委員会」で素案を策定する。
  - ・ 策定委員会での議論のほか、誰でも参加できる「公開研究会」を開催し、できるだけ多くの市民が参加できるように工夫する。
  - ・ 策定委員会が作成した素案は、できる限り尊重されるものとする。
  - ・ 策定中は、議論の経過をホームページ等で公表し、意見を募集する。
  - ・ パブリック・コメントを複数回実施する。
  - ・ 策定中にニュースレターを発行する。

(3) 議会との連携

- ・ 条例の策定過程において、市は、議会に対して各段階で説明し、意見交換を行う。
- ・ 策定委員会のメンバーと議会（議員）との意見交換の場を設ける。

(4) 職員参加

- ・ 職員として、そして、市民として参加する。
- ・ 検討途中に庁議等を通じて全職員への説明を行い、意見聴取を行う。

(5) 関連条例の整備

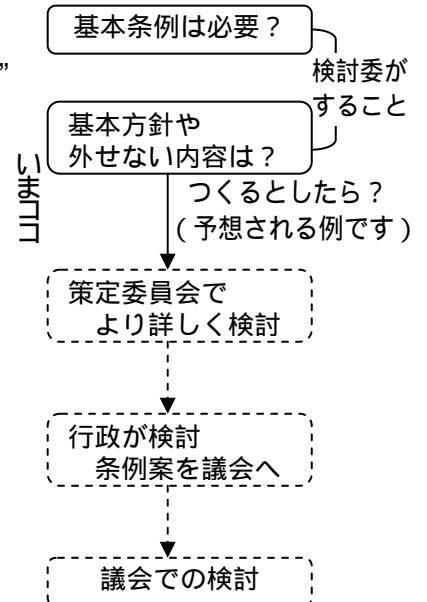
- ・ 実効性をより高めるために、基本条例の内容を具体化する関連条例を整備し、できれば同時に議会に提案する。

(6) 条例の文章等について

- ・ 子どもを含むできるだけ多くの市民にわかりやすい言葉で記述する。
- ・ わかりやすい解説を作成し、多くの市民に理解してもらうようにする。

(7) 制定後

- ・ 制定記念フォーラムを開催する。
- ・ 市民への説明のために出前講座を実施する。
- ・ 分権時代に対応した条例整備として、全条例を点検する。基本条例の趣旨に沿ったものに順次改正し、条例の体系化を進める。



検討委員会&勉強会への  
みなさんの参加をお待ちしています!

委員会の傍聴、勉強会への参加、大歓迎です。また、来年度以降「策定委員会」が発足した場合には、そこにたくさんのかたが参加・傍聴して下さることを願っています。まずは、お気軽にお問い合わせを!

(問い合わせ先)

彦根市まちづくり基本条例検討委員会  
事務局(彦根市まちづくり推進室)

TEL: 0749-30-6117

FAX: 0749-22-1398

e-mail:

[machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp)

彦根市ホームページ

<http://www.city.hikone.shiga.jp/>

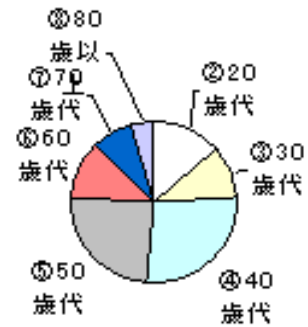
“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” アンケート結果

回答数：49(人)

問1．彦根市との関係は？

在住	在勤	在学	市民活動をしている	その他	計
35	7	2	0	5	49

彦根市との関係については、 から の項目順に該当するもの一つのみを選択とした。



問2．あなたの性別は？

男	女	計
31	18	49

問3．あなたの年齢は？

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	計
0	7	5	13	12	6	4	2	49

問4．このフォーラムにご来場いただいたきっかけは？

広報、チラシ、HPを見て	友人・知人に誘われて	内容に関心があった	その他	計
24	10	8	11	53

問5．まちづくり基本条例のことを知っていましたか？

はい	いいえ	計
32	17	49

問6．みんなの集いの満足度は？

十分意見交換ができた	ある程度意見交換ができた	どちらでもない	あまり意見交換ができなかった	全く意見交換ができなかった	空白	計
4	25	13	2	1	4	49

問7. 基本条例についてどのように考えますか？

必要だと思 う	とち らとも 言えな い	必要 ないと思 う	わか らない	空白	計
26	16	2	4	1	49

問8. 基本条例の策定過程でこのようなフォーラムに参加希望されますか？

はい	いい え	今は わから ない	空白	計
14	3	30	2	49

彦根市との関係と基本条例の認知度・必要性

(人)

		基本条例を知っている				合計	基本条例を知らない					合計	総計
性別	彦根市との関係	基本条例は必要	ない どちらとも言え	必要ない	わからない		基本条例は必要	ない どちらとも言え	必要ない	わからない	(空白)		
男	在住	13	4			17	2	4				6	23
	在勤	1			1	2							2
	在学						1					1	1
	市民活動 をしている							1				1	1
	その他	2	1		1	4							4
男 集計		16	5		2	23	3	5				8	31
女	在住	3				3	1	3		1	1	6	9
	在勤	2	1			3		1	1			2	5
	在学									1		1	1
	市民活動 をしている		1	1		2							2
	その他	1				1							1
女 集計		6	2	1		9	1	4	1	2	1	9	18
総計		22	7	1	2	32	4	9	1	2	1	17	49

## 次期彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査結果（抜粋）

### 1 調査の目的

平成 12 年度に策定した「彦根市総合発展計画」の見直しを行い、平成 32 年度を目標年とする次期彦根市総合発展計画の策定に向けて、市民のまちづくりについての評価や意識を把握し、基礎資料とするため調査を実施。

### 2 調査の方法

< 一般市民 >

- ( 1 ) 調査対象 市内に住民登録を有する満 18 歳以上の市民（永住外国人含む）から 2,500 人を無作為抽出
- ( 2 ) 調査方法 郵送による配布・回収
- ( 3 ) 調査期間 平成 20 年 9 月 18 日～10 月 3 日

### 3 回収率

< 一般市民 >

有効回答数	1,260 件
回収率	50.4%

## まちづくり条例等の必要性

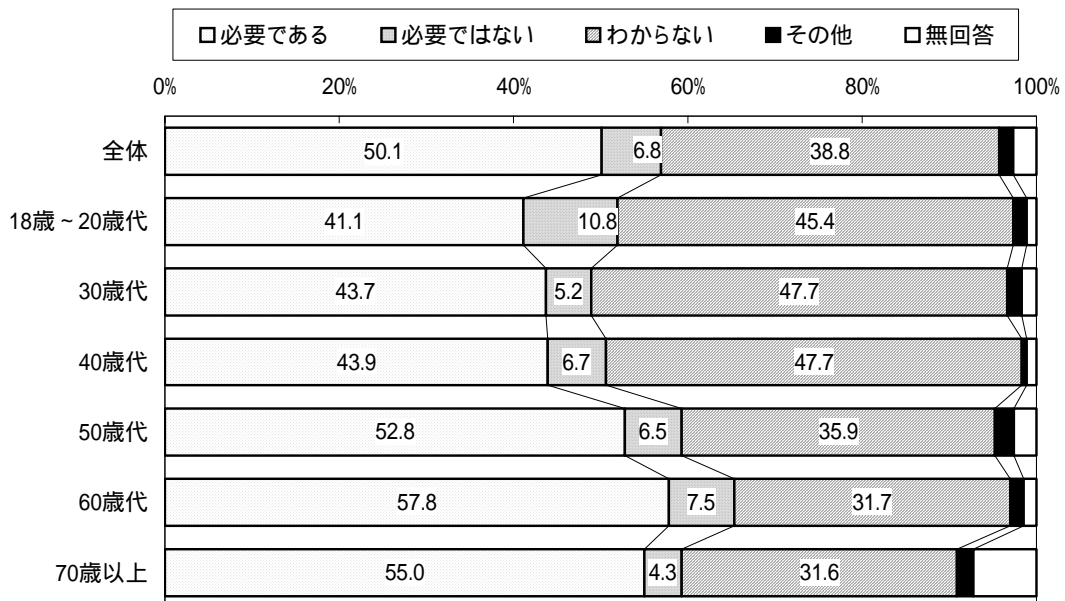
問 38 近年、多くの自治体で、自らのまちのあり方（基本的な考え方やルール）を独自に定める「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」の制定が行われていますが、彦根市においても、まちづくりに関する基本的な理念や仕組みなどを定めることが必要だと思いますか。（1つだけ）

全体数 = 1,260

「必要である」が50.1%で最も高くなっていますが、「わからない」という回答も38.8%みられます。「必要ではない」については6.8%にとどまっています。

年齢別では、おおむね年齢が高いほど「必要である」への回答が高く、若い世代では「わからない」への回答が高くなっています。

### <全体・年齢別>

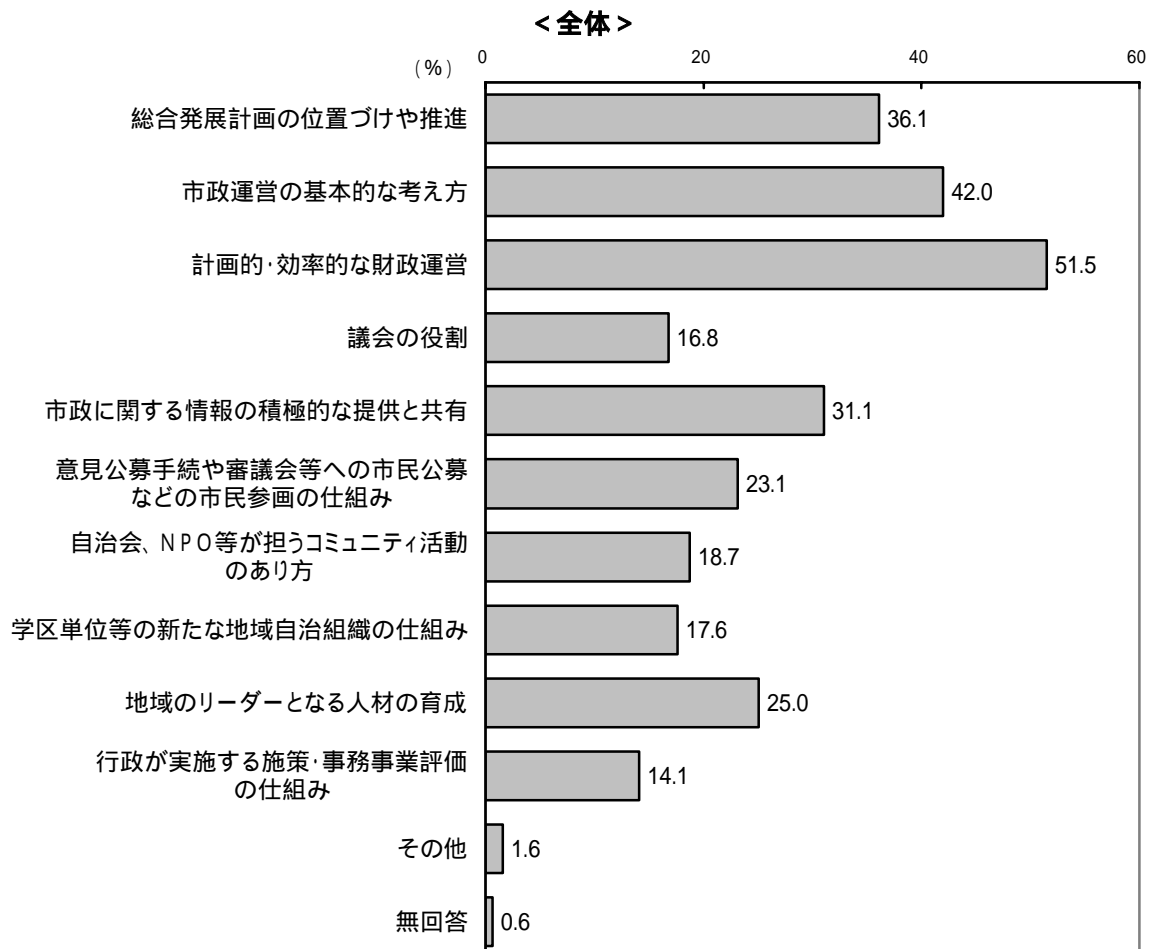


## まちづくり条例等の内容

問 39 問 38 で、1 必要である、と答えられた方におたずねします。「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」を制定しようとする場合には、どのようなことを定めればいいと思いますか。(いくつでも )

全体数 = 631

最も回答率が高かったのは「計画的・効率的な財政運営」51.5%、次いで「市政運営の基本的な考え方」42.0%となっています。このほか、3割以上の回答がみられたものは、「総合発展計画の位置づけや推進」36.1%、「市政に関する情報の積極的な提供と共有」31.1%となっています。





## 彦根市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市のまちづくりに関する理念と原則を明文化する(仮称)彦根市まちづくり基本条例(以下「まちづくり基本条例」という。)について検討するため、彦根市まちづくり基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり基本条例の制定の意義、基本理念、盛り込むべき内容等について検討を行い、その結果を取りまとめ、市長に報告すること。
- (2) その他まちづくり基本条例に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、公募による彦根市民、市職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命日から検討委員会の検討結果を市長に報告する日までとする。

(委員長および副委員長等)

第5条 検討委員会に委員長、副委員長およびコーディネーターを置く。

2 委員長および副委員長は委員の互選により選出し、コーディネーターは学識経験者をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

5 コーディネーターは、検討委員会に適切な助言を行うものとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。ただし、会議の進行については、コーディネーターに委任することができる。

3 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 会議は、原則として公開とし、市民への情報公開に努めるとともに、必要に応じ市民の意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 検討委員会の庶務は、企画振興部まちづくり推進室において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定めるものとする。

付 則

この告示は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

彦根市まちづくり基本条例検討委員会（平成20年6月28日 設置）

目的：彦根市のまちづくりに関する理念と原則を明文化するまちづくり基本条例について、その必要性からの検討を行う。

所掌事務：まちづくり基本条例制定の意義、基本理念、盛り込むべき内容について検討し、その結果を取りまとめ市長に報告する。

委員：16名（構成は別紙のとおり）

第1回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会

まちづくり基本条例を考える！

日時 平成20年6月28日（土）13:30～16:45

場所 彦根市役所第3委員会室（5階）

内容 市長あいさつ

委員の紹介

彦根市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について

委員長・副委員長の選出

彦根市まちづくり基本条例検討委員会公開要領について

基調講義「まちづくり基本条例を考える」

コーディネーター 龍谷大学法学部准教授 土山希美枝氏

意見交換

その他

・スケジュールについて

第2回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会

日時 平成20年7月17日（木）19:00～21:15

場所 彦根市東地区公民館

内容 ワークショップ「わたしが考えるまちづくりの課題」

ディスカッションのながれ

・彦根市・彦根市役所とわたし

・彦根市民ってどんなひと？

・彦根市役所ってどんなところ？

・彦根市のまち、まちづくりの課題ってなんだろう？

・最後に、市役所と市民の関係に関わることをピックアップしてみましよう

第1回 勉強会

日時 平成20年7月31日（木）19:00～21:15

場所 彦根市東地区公民館

内容 「市民が係わる地域づくり～活動事例から～」

（事例発表）自治会活動を通して

（事例発表）NPO法人 NPOぼぼハウスの活動

## 第2回 勉強会

日時 平成20年8月5日(火) 19:00～21:15  
場所 彦根市東地区公民館  
内容 「市民が係わる地域づくり～活動事例から彦根の課題を考える～」  
(事例発表) 地域との係わりの中で考えること  
(事例発表) 市職員(行政)から見た市民の地域づくり

## 第3回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会

日時 平成20年8月31日(日) 9:15～12:15  
場所 ひこね市文化プラザ 第2研修室  
内容 「まちづくり基本条例の可能性」  
ワークショップ  
・市民と彦根市の関係、ここが問題だ  
・まちづくり、彦根市ができることと市民ができること

## 第3回 勉強会

日時 平成20年9月29日(月) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 「まちづくり基本条例の可能性～事例研究～」  
・自治・議会基本条例論(神原 勝氏)  
・なぜ、いま、基本条例なのか(松下圭一氏)  
・「みたか市民の会」がめざしたもの  
・市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例～

## 第4回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会

日時 平成20年10月22日(水) 19:00～21:15  
場所 彦根市東地区公民館  
内容 ディベート「まちづくり基本条例は必要か!?!」  
肯定側  
・まちづくり基本条例がなぜ必要なのか。また、どのようなものが  
必要なのか。  
否定側  
・なぜ必要ではないのか。このような条例であれば必要だが、こ  
のような条例は必要ではない。

## 第4回 勉強会

日時 平成20年11月12日(水) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 「他市の条例の事例研究」  
・草津市の事例  
・ニセコ町まちづくり基本条例、多治見市市政基本条例、  
川崎市都市憲章条例原案、米原市自治基本条例

## 第5回 勉強会～まちづくり基本条例を考えるフォーラム～

日時 平成20年12月2日(火) 9:00～11:30

場所 ビッグバン文教ビル コンベンションホール  
内容 「自治基本条例を考える」  
講師 北海学園大学法学部教授・北海道大学名誉教授  
神原 勝氏

**第5回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会**

日時 平成20年12月20日(土) 13:00～16:00  
場所 彦根市南地区公民館  
内容 基本条例に盛り込む内容  
1 彦根市と市民の関係は  
2 彦根市はどんな政府であるべきか  
3 総合発展計画との関係  
4 策定過程へのリクエスト

**第6回 勉強会**

日時 平成20年12月25日(木) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 “基本条例に盛り込む内容”・・・論点ごとのグループ討議  
・昨年度の市職員によるまちづくり基本条例研究会からの報告

\* “みんなの集い” 部会

日時 平成21年1月5日(月) 18:30～21:00  
場所 彦根市役所41会議室  
内容 “まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” の内容の検討

**第7回 勉強会**

日時 平成21年1月9日(金) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 ・検討委員会からの報告書作成に向けて  
・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” に向けて

**第6回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会**

日時 平成21年1月22日(木) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 ・報告書原案作成  
・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” 開催時に配布する概要版について

\* 概要版作成部会

日時 平成21年1月31日(月) 15:00～17:00  
場所 彦根市役所第2委員会室  
内容 “まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” 開催時に配布する概要版について

\* “みんなの集い”リハーサル

日時 平成21年2月4日(水) 19:00～21:30  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 “まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”に向けて  
・概要版の確認とリハーサル

まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い

日時 平成21年2月7日(土) 13:00～15:30  
場所 ひこね市文化プラザ メッセホール  
内容 寸劇とミニ解説を交えながら“まちづくり基本条例とは?”を考える対話型シンポジウム

第8回 勉強会

日時 平成21年2月23日(月) 19:00～21:15  
場所 彦根市役所第3委員会室  
内容 ・“まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い”振り返り  
・検討委員会からの報告書作成に向けて

第9回 勉強会

日時 平成21年2月27日(金) 18:30～21:15  
場所 彦根市東地区公民館  
内容 ・検討委員会からの報告書作成に向けて

\* 報告書作成部会

日時 平成21年3月12日(木) 19:00～21:00  
場所 彦根市役所41会議室  
内容 報告書作成に向けて(おわりにを検討)

第7回 彦根市まちづくり基本条例検討委員会

日時 平成21年3月19日(木) 19:30～21:45  
場所 ひこね市文化プラザ 第2研修室  
内容 報告書作成

彦根市まちづくり基本条例検討委員会からの報告書提出

日時 平成21年3月25日(水) 16:45～17:15  
場所 彦根市役所特別会議室  
内容 市長へ報告書提出  
森 将豪委員長、加藤 甚三副委員長、土山 希美枝コーディネーター

勉強会：まちづくり基本条例についての理解を深めるため、検討委員会の委員が主体となり、自由参加の勉強会を開催

彦根市まちづくり基本条例検討委員会委員名簿

(50音順)

要綱区分	氏名	備考
学識経験者	土山 希美枝	コーディネーター:龍谷大学法学部准教授
公募委員・市長が適当と認める者	安達 昇	彦根商工会議所 中小企業相談所 次長
	加藤 甚三	元中藪二丁目自治会長・元城西学区連合自治会長
	杉山 杏奈	大学生
	多賀 瑛	大学生
	辻岡 逸人	公募委員
	外村 輝夫	大藪団地第2部自治会副会長・元自治会長
	林沼 敏弘	公募委員
	森 将豪	NPO 法人スミス会議 代表(滋賀大学教授)
	山脇 玲子	NPO 法人 NPO ぽぽハウス 理事長
市職員	小椋 朋子	教育委員会事務局教育部保健体育課 副主査
	久保 慶郎	企画振興部情報政策課 主事
	桑野 正則	都市建設部都市計画課 課長
	瀧口 美津子	福祉保健部障害福祉課 主査
	辰巳 正	総務部総務課 法規行政係長
	疋田 元伯	市民環境部人権政策課 副主幹

委員長      副委員長

(事務局)

企画振興部	中嶋 修	企画振興部 部長
	萩野 昇	企画振興部 次長
まちづくり推進室	馬場 孝雄	企画振興部まちづくり推進室 室長
	橋本 昌子	企画振興部まちづくり推進室 室長補佐
	森 恵生	企画振興部まちづくり推進室 主事